

能美市スマート農業推進事業補助金交付要綱

令和 4 年 1 1 月 1 7 日

告示第 1 4 0 号

改正 令和 7 年 6 月 2 4 日

告示第 8 3 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、農業者の減少や高齢化による労働力不足等の課題に対応し、生産性向上による本市農業の持続的発展を図るための取組に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、能美市補助金交付規則(平成 1 7 年能美市規則第 3 3 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 農作業の省力化及び効率化のためのスマート農業技術の導入に係る経費を支援することで、本市におけるスマート農業の普及に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法(昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「基盤強化法」という。)第 1 3 条第 1 項に規定する認定農業者であって、市内に住所を有するものをいう。
- (2) 認定新規就農者 基盤強化法第 1 4 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者であって、市内に住所を有するものをいう。
- (3) 地域計画で目標地図に位置付けられた者 地域計画(基盤強化法第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(基盤強化法第 1 9 条第 3 項の地図をいう。)に位置付けられた者をいう。
- (4) 集落営農組織 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 1 8 年法律第 8 8 号)第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織であって、市内に住所を有する農業者から構成されるものをいう。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、それぞれ別表のとおりとする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を除く。

(補助金額の算定基準及び限度額)

第5条 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を補助金の額とする。

- (1) 資格取得支援 補助対象経費の総額に10分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額)とし、限度額は、10万円とする。
- (2) 機械等購入支援 補助対象経費の総額に10分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額)とし、限度額は、市内に事務所又は事業所を有する者から購入する場合は30万円、それ以外の者から購入する場合は15万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、能美市スマート農業推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、前条第2号の補助金の交付を受けた者で、交付を受けた年度から2年度を経過しない者は、申請することができない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付の可否を決定し、その旨を速やかに能美市スマート農業推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は能美市スマート農業推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(事業の内容及び経費の変更等)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、

事業の内容及び経費の変更又は事業の中止若しくは廃止をするときは、能美市スマート農業推進事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を補助事業者へ通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了後1箇月以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに、能美市スマート農業推進事業実績報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、当該報告書及び必要に応じて行う調査等により交付すべき補助金の額を確定し、能美市スマート農業推進事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、事業完了年度の翌年度から3年間当該補助対象事業の状況について、能美市スマート農業推進事業経過報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けるときは、能美市スマート農業推進事業補助金請求書(概算払)(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、概算払の請求額は、交付決定額の8割以内とする。

- 2 補助事業者は、補助金の精算払を受けるときは、能美市スマート農業推進事業補助金請求書(精算払)(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第19条第1項第2号に規定する機械及び重要な器具は、事業により取得した価格が1件10万円以上の機械・器具とする。

- 2 規則第19条第1項に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に準ずるものとする。

(条件違反による交付決定の取消し等)

第13条 市長は、第8条第1項の規定による申請があつたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 市長は、補助事業者が補助金を目的以外に使用したとき、又はこの告示に違反したときは、交付した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとし、補助事業者が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散し、又は事業で取得した機械施設等を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 (令和4年11月17日告示第140号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年6月24日告示第83号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の能美市スマート農業推進事業補助金交付要綱の規定は令和7年4月1日以後の交付申請から適用する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額 (補助金の上限額等)
(1) 資格取得支援	認定農業者、認定新規就農者、地域計画で目標地区に位置付けられた者、集落営農組織	農業関係資格(ドローン免許等)の受講料・受験料・登録料	補助対象経費の3/10 (100,000円)
(2) 機械等購入支援	認定農業者、認定新規就農者、地域計画で目標地区に位置付けられた者、集落営農組織	スマート農業機器(自動操舵システム、水田用自動給水装置、ラジコン草刈り機、農業用ドローン、農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器等、そのほか市長が認めるもの)の購入費	補助対象経費の3/10 (市内事業者からの購入: 300,000円、市外事業者からの購入: 150,000円)

備考

- 1 補助金の申請は、補助対象事業毎に1回を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。
- 2 当該支援に係る補助金は、補助金の交付決定を受けようとする年度内に申請を行い、同年度内に事業を完了するものとする。

年 月 日

能美市長 宛て

申請者 所在地
事業者名
代表者名

能美市スマート農業推進事業補助金交付申請書

年度能美市スマート農業推進事業補助金の交付を受けたいので、能美市補助金交付規則第3条及び能美市スマート農業推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付対象事業名（該当する事業に○を囲む）

（ 資格取得 機械等購入 ）

- 2 補助金交付申請額

円

- 3 補助事業の内容及び経費の配分

別紙のとおり

- 4 収支予算書

別紙のとおり

- 5 添付資料

- ・資格取得 : 資格の内容及び受講料・受験料・登録料が確認できる資料
- ・機械等購入 : 経費（カタログ、見積書等）の根拠資料

別紙

3 補助事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

内容	実施時期	実施場所	備考

(2) 経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	負担区分	
		能美市補助金	自己資金
資 格 取 得			
機 械 等 購 入			
消費税及び地方消費税			
合 計			

(注)「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

4 収支予算書

(単位：円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
区分	予算額	経費区分	予算額
能美市補助金		スマート農業推進事業	
自己資金			
合 計		合 計	

様

能美市スマート農業推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

能美市長

1 交付決定額 金 円

2 補助金交付条件

- (1) この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定します。
- (3) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはいけません。
- (4) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けてください。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けてください。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (7) 補助事業が完了したときは、完了後 30 日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告してください。
- (8) 以上のほか、能美市補助金交付規則の定めに従ってください。

様式第 3 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

能美市長

能美市スマート農業推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった事業については、次の理由により不交付となりましたので通知します。

理由

第 号
年 月 日

能美市長 宛て

申請者 所在地
事業者名
代表者名

能美市スマート農業推進事業(変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け能美市指令収能美 第 号で交付決定の通知があった能美市スマート農業推進事業を(変更・中止・廃止)したいので、次のとおり承認を申請します。

1 (変更・中止・廃止)の理由

2 補助金額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	追加	
	差引き	申請額
	減額	円

3 変更の内容

費	円
(	円)
費	円
(	円)

合計	円
(	円)

※()書きは変更前の額

年 月 日

能美市長 宛て

申請者 所在地
事業者名
代表者名

能美市スマート農業推進事業実績報告書

年 月 日付け能美市指令収能美 第 号で交付決定を受けた
能美市スマート農業推進事業については、次のとおり実施したので、関係書類を添えて報告します。

1 補助金申請額 金 円

2 補助金交付対象事業名（該当する事業に○を囲む。）

（ 資格取得 機械等購入 ）

3 事業実施期間

開始予定年月日 年 月 日

完了予定年月日 年 月 日

4 補助事業の成果

5 添付資料

- ・収支決算書
- ・補助対象経費の支払領収書の写し

別紙

収支決算書

(単位：円)

収入の部			
区分	予算額	決算額	内訳
能美市補助金			
自己資金			
合 計			

支出の部			
区分	予算額	決算額	内訳
スマート農業推進事業			
合 計			

様式第 6 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

能美市長

能美市スマート農業推進事業補助金確定通知書

年 月 日付け能美市スマート農業推進事業実績報告書を審査の結果、次の金額
を能美市スマート農業推進事業に対する補助金として確定する。

金 円

年 月 日

能美市長 宛て

申請者 所在地
事業者名
代表者名

能美市スマート農業推進事業経過報告書

- 1 採択年度
- 2 補助対象事業名（該当する事業に○を囲む。）

（ 資格取得 機械等購入 ）

- 3 採択事業名

- 4 事業進捗状況

担当者連絡先

担 当 者 氏 名	
役 職	
電 話	
F A X	
E — m a i l	

年 月 日

能美市長

宛て

申請者 所 在 地

事業者名

代表者名

能美市スマート農業推進事業補助金請求書(概算)

年 月 日付け能美市指令収能美 第 号で交付決定の通知のあった能美市スマート農業推進事業補助金のうち、次の金額を概算払で交付されるよう請求します。

請求額	円
内訳 交付決定額	円
(交付済額	円)
(今回請求額	円)
(残額	円)

振込先

金融機関名

口座番号 (普通・当座)

フリガナ

口座名義

年 月 日

能美市長

宛て

申請者 所在地

事業者名

代表者名

能美市スマート農業推進事業補助金請求書(精算)

年 月 日付け収能美 第 号で補助金の額の確定通知のあった能美市スマート農業推進事業補助金について、次のとおり請求します。

請求額 _____ 円

内訳 交付決定額 _____ 円

(交付済額 _____ 円)

(精算請求額 _____ 円)

(残額 _____ 円)

振込先

金融機関名

口座番号 (普通・当座)

フリガナ

口座名義